

平成30年第4回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年4月10日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	38号	東京都北区立王子第一小学校の国有地の取得について	承認
2	39号	東京都北区立滝野川第二小学校の国有地の取得について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	26号	北区教育ビジョン2015の改定について	了承
4	27号	平成29年度親子きずなづくり事業の実施結果について	了承
5	28号	平成30年度・31年度北区青少年委員の委嘱について	了承
6	29号	不登校対策室(適応指導教室)相談及び運営ガイドラインについて	了承
7	30号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第4回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年4月10日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより平成30年第4回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第38号議案、「東京都北区立王子第一小学校の国有地の取得について」及び日程第2、第39号議案、「東京都北区立滝野川第二小学校の国有地の取得について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

学校改築施設  
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設  
管理課長

それでは、お手元の議案に沿ってご説明を申し上げます。

第38号議案です。表紙を1枚おめくりください。

お諮りいたします案件は、王子第一小学校、改築を控えておりますが、この改築の工事の着工に合わせて、保有しております国有地部分を国から買い取る案件でございます。

2番の取得を行う財産でございますが、数量のところ、広さについては3,654.71平米、土地購入費用が予算計上額で2億2,659万3,000円でございます。これから後、区長部局を通じまして、財務省のほうと協議をいたしまして、4番取得予定時期については、30年の12月を目途としております。

取得の理由については、先ほど申し上げましたとおり、説明欄にも記述してございますが、改築着工に当たって国有地部分を取得するということでございますが、この後の案件も同じでございますが、改築工事等に伴いまして、その間の賃料が国との協議対象になっておりまして、そうした事務手続の煩雑性を避ける意味からも、これを契機に取得してまいりたいということでございます。

続きまして、39号議案でございます。こちらも表紙を1枚おめくりください。こちらはリフレッシュ工事を行っております、滝野川第二小学校の国有地部分の取得案件でございます。

2番の取得を行う財産の表示のところ、こちらのほうの広さは5,211.12平米、土地購入費用は予算ベースで3億8,301万8,000円でございます。取得予定時期については、先ほどの王子第一小学校でお話しした時期と同一の30年の12月を目指しております。

説明欄でございます。こちらは、リフレッシュ改修工事に伴って2項道路がございまして、その後退部分に国有地が含まれております。そうしますと、財産の使用目的が学校から道路ということに変更することもあるとあって、今後の手続等を勘案して、この機会に国有地を取得するものでございます。

以上、2件の国有地の取得についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長	説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
加藤委員	教育長
清正教育長	加藤委員
加藤委員	この緑色の部分については、両方とも区の財産になっているのでしょうか。青い部分が国有地部分で、これを取得するというお話ですが、緑色の部分、幾つかに分かれています、これは区のものなのでしょうか。
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	今回の2校部分の案件については、いずれも残地は区有地でございます。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	国有地を区の財産にすることなのですから、賃料等の煩雑性があるということなのですが、それぞれの賃料はどのくらいなのか教えてください。
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	滝野川第二小学校につきましては、年間で864万円ほど。それから、王子第一小学校については、526万円ほどでございます。
檜垣委員	ありがとうございます。
清正教育長	ほかにもございますでしょうか。
	(質疑・意見なし)

清正教育長      それでは、2件の議案に対し特に反対意見はないようですので、第38号議案及び第39号議案につきましては原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長      ご異議ないと認め、原案どおり承認することに決定させていただきます。  
次に報告事項に移ります。日程第3、報告第26号、「北区教育ビジョン2015の改定について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長      教育長

清正教育長      教育政策課長

教育政策課長      それでは、お手元報告第26号をごらんいただきたいと存じます。教育ビジョン2015の改定でございます。

1枚おめくりをいただきまして、教育ビジョンでございますが、今回、5年ぶりに改訂作業を行うというものでございます。お示しのとおり、北区教育大綱の改定、その他取り巻く環境が大きく変化しております。そうしたものを踏まえて行うものでございます。

検討委員の構成でございます。お示しのとおり、16人の理事者をお願いをいたしまして、検討を進めるものでございます。

裏面をごらんください。今後の予定でございますけれども、2カ年をかけまして策定作業を進めてまいります。平成30年度につきましては、基礎情報の抽出ということで主に意識意向アンケート調査を行っていくものでございます。平成31年度、こちらにつきましては、有識者の方の意見も踏まえまして、具体的な検討作業を進めていくというものでございます。

4番、その他、参考にお示ししてございます。この中で、平成30年3月、中教審の第3期の教育振興基本計画、こちらの答申がございます。それから、その下、3行ございますけれども、それぞれ指導要領等の改正があるというようなところ、こういったものも踏まえまして、今回改定を行うというものでございます。以上、報告とさせていただきます。

清正教育長      説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

檜垣委員      教育長

清正教育長      檜垣委員

檜垣委員	ご説明ありがとうございます。内容についてではないのですが、2ページ目の元号の表記なのですけどね、平成31年以降使わなくなるということで、32年、33年については通暦にしておいたほうがいいのかとも思います。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	こちらにつきましては、今後わかりやすい表記に変えていくというようなことで、こういった資料、工夫を図ってまいりたいというふうに考えてございます。
檜垣委員	よろしくお願いいたします。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	説明ありがとうございました。 北区教育ビジョン2015については、「まなび・ささえ・つなぐ」ということで、学校現場等でもその趣旨が大分浸透しているところだというふうに思います。そのことを基本として、さらなる広い視点で2020が策定されていくものだというふうに思うのですが、本当に釈迦に説法のように恐縮ですが、教育の中でも特に学校のことだけを申し上げますと、ご存じのとおり教師の多忙化が言われておりますが、多忙化は児童・生徒も一緒に、外国語活動等も入ってくることによって、非常に時間的に追われるところがございます。しかしながら、やはり学んだことを生活に生かすという点において、よく言われる生きて働く力というようなことですが、この視点については、引き続き北区としてぜひ大事にしていっていただきたいなと思っております。もちろん学校ですので、文科省や都教委の指導のもとということもございますけれども、北区として例えば教育課程の弾力化などについてもいろいろ相談に乗っていただけたところがあるかというふうに思っております。 学校で学んだことを生活の中に生かすことはもちろんですが、日ごろから生活の中から学び取るというような力も必要なことだというふうに思っております。かつて、時数の確保に追われてしまって、ゆとりを狙ったがゆえに逆にゆとりがなくなってしまったというような反省を、ぜひ今後を生かしていかなければいけないというふうに思っております。学校現場だけでは、もう努力に限りがあるところですので、ぜひ学校を大事にしてくださる北区教育委員会としても、その視点を引き続き持つてご検討いただけたらというふうに心から願うところです。どうぞよろしくお願いいたします。
教育政策課長	教育長

清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	今後の策定に当たりましては、都、国の動向、これのみならずでございますけれども、校園長会、それから教育委員会の委員の皆様の意見、それから学校現場の意見、子どもたちの意見、それぞれよく十分に踏まえまして、北区独自のそういった視点もその中に入れながら、策定を進めていきたいというふうに考えているところでございます。
清正教育長	ほかによろしいでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。 次に日程第4、報告第27号、「平成29年度親子きずなづくり事業の実施結果について」、事務局から説明をお願いいたします。
生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	それでは、報告第27号「平成29年度親子きずなづくり事業の実施結果について」ご報告を申し上げます。おめくりいただきまして、概要でございます。家庭教育力向上アクションプランの中で、各家庭を単位として子どもたちのよりよい生活習慣を培えるよう、親子で実践する事業を進めております。こちらについて、ご報告をさせていただきます。 実施結果でございます。一つ目が、親子きずなづくり講演会でございます。昨年度2回実施をしました。いずれも親野智可等先生をお招きしての講演ということで、大変な好評を得ているところでございます。 二つ目が親子きずなづくり事業「ステップ・バイ・ステップ」ということで、こちらは単位PTA向けモデル事業として、親子のきずなを深めるため、簡単な目標を設定してそれを親子で実践していくというものでございます。こちらの表の9番から12番までが29年度に新たに取り組んでいただいた学校でございます。 裏面にまいります。今後の予定でございます。これまでの実施結果を踏まえまして、講演会につきましては引き続き実施をしてみたいと存じます。企画については、現在まだ検討段階でございます。あわせて、この「ステップ・バイ・ステップ」につきましても、こちらが好評になってございますので、引き続き実施を図って、拡充をしてみたいというふうに考えているところでございます。 一緒に配付をさせていただきました、左肩ホチキス1点とじの資料1と書いてあるもの、こちらが実施事業の報告になってございます。アンケート等から分析をしたもので

すが、簡単にかいつまんで、おめくりいただきまして、①とあるところになります。「めあて」の設定はどうしたかというところの考察の部分ですね、学年が上がるに従いまして、自分で決めるというところの割合がふえているというところ。

それから、次のページにまいりまして、下のほうに円グラフと棒グラフの下に考察とあります。こちらですね、自分で設定するところなんですけれども、やりたかったこと、力になった、要するに丈に合ったものを設定した場合には、大変成果が上がっていると、自己評価も高くなっている。一方で、ちょっと背伸びし過ぎたような、無理なものはなかなか途中で挫折してしまい、自己評価も低くなってしまうというところから、目当ての立て方がポイントだというふうに分析をしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、その次のまたページ、⑥で始まるページでございます。そこの4番の最後のまとめと今後の課題というところでございます。この取り組みですけれども、他者との比較ではなく、子どもみずからで目標を立てて努力をしていくと。保護者はそれを手助けというよりは、見守りながら支えていくという中で、子どもの主体性を育て、その過程の中で保護者と子ども相互理解が深まると。きずなが強くなっていくというところで、引き続き展開を進めていくというふうに考えてございます。今年度もさらに4校程度参加協力をお願いして実践をしていきたいというふうに考えているところでございます。説明は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

この親子きずなづくり講演会は、教育委員の皆さんとともに参加させていただいて、本当に親野智可等さんの講演が大変すばらしく、私どもも勉強になりましたので、また引き続きぜひというふうにも思っております。

このすばらしい報告の資料のまとめ、さぞかし大変であったろうと思うのですが、一つ目はこのフィードバックは親御さんにはどのようになさるおつもりなのかを一つ。

もう一つが、親御さんの中にはこういったアンケート等について、時間的に厳しい等のご意見をお持ちの方もいらっしゃることは以前のご報告の中にもあったとおりで思うのですが、細かなことですが、資料4-1のところステップ・バイ・ステップカードがありますけれども、目当てを立てやり終えての感想や、家の方の感想、これは提出の必要はありませんというふうにあるのですけれども、こういったものというのは、割と書くということに対する抵抗がどうしても高いところがありますので、むしろ目的はこの活動を通して途中経過ももちろん大事ですが、合わせてその親子のコミュニケーションを取るというところに主眼があるのだというふうに思います。ですので、裏面のほうにあるアンケート、親子で話し合いながら振り返るところを中心として、何か楽しく話をしましょうというような投げかけ、今風のビジュアル的な話し

合いの様子絵柄が入るとか、吹き出しが入るとか、ちょっと話をしてみようかなというように気持ちになるような工夫が、本当に細かなことですが、より広がっていく上では大事なことのかなというふうに思っております。

以上、2点でございます。

生涯学習・学校地域連携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校地域連携課長

1点目のこちらのフィードバックですが、単位PTAのほうにはこちらの結果等々を周知してまいるというところを考えているところですが、広くまた知らしめるといことも含めて、また公表の方法についても考えていきたいというふうに考えてございます。

それともう1点目、ステップ・バイ・ステップカード、裏のところを含めて、より取り組みやすいようなビジュアル的なそういうものを含めて、こちらも検討して、少しでも親子でいい時間を過ごせる、そしてそれがきずなにつながるような取り組みになるようにこちらのほうの表現の仕方も考えてまいりたいと思います。

以上です。

清正教育長

ありがとうございます。ほかにかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に日程第5、報告第28号、「平成30年度・31年度北区青少年委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・学校地域連携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校地域連携課長

それでは、報告第28号「平成30年度・31年度北区青少年委員の委嘱について」ご報告を申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、北区青少年委員、こちら昭和40年に北区教育委員会規則により設置され、家庭・地域・学校と区の橋渡しとなり、地域コーディネーターとしての重要な役割を担っていただいております。29年度末に2年間の任期が終了し

ましたので、30年度、31年度の青少年の委嘱をするための推薦を依頼しましたところ、下記のとおりになりましたので、ご報告を申し上げます。

推薦状況でございます。各推薦母体から推薦をしていただくもので、青少年地区委員会からの推薦、男女共同参画推進ネットワークからの推薦、青少年団体連合会からの推薦、小・中学校からの推薦、校長会ですね、これは。と教育委員会の推薦、合わせて現在61名の推薦をいただいたところでございます。こちらについて、委嘱をしていくというものでございまして、委嘱の状況、2番にお示しのとおりでございます。委嘱期間は30年の4月1日から31年の3月31日までということでございます。

報告は以上でございます。

- |               |  |
|---------------|--|
| 清正教育長         | 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。   |
| 加藤委員          | 教育長  |
| 清正教育長         | 加藤委員   |
| 加藤委員          | 確か、青少年委員の人数というのは、以前は64名いたと記憶しております。青少年地区委員会の推薦が各地区から2名ずつということで、確か38名まで可能なはずだったのですね。ということは、1名しか出せない地区が幾つかあるということで、あとは教育委員会の推薦を若干ふやしたということでしょうか。 |
| 生涯学習・学校地域連携課長 | 教育長  |
| 清正教育長         | 生涯学習・学校地域連携課長  |
| 生涯学習・学校地域連携課長 | 加藤委員のご指摘のとおり、その地区のほうからどうしても人が出せないというところがありまして、ただ、地区委員会の中での事情等もあり、それをまた教育委員会推薦という形で出している場合もございまして、でも実際にそういったところで、なかなか決まりづらいという事情があることは事実でございます。 |
| 清正教育長         | 加藤委員   |
| 加藤委員          | 以前は、名前が入ってどこの地区から誰が出ていたというのを確かいただいていたのですが、これはいずれ出てくるものなのではないでしょうか。   |
| 清正教育長         | 生涯学習・学校地域連携課長  |

生涯学習・学校地域連携課長	申しわけございません、名簿につきましては、現在作成をしている段階でございますので、できればもう少しふえてから出せればいいのかというふうには考えているところではございます。
加藤委員	ありがとうございます。
清正教育長	よろしいでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に関するご報告は終了させていただきます。 次に日程第6、報告第29号、「不登校対策室（適応指導教室）相談及び運営ガイドラインについて」、事務局から説明をお願いします。
教育総合相談センター所長	教育長
清正教育長	教育総合相談センター所長
教育総合相談センター所長	それでは、私から報告第29号について、ご報告をさせていただきます。 1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料をごらんください。教育総合相談センターに適応指導教室を統合するということになりました。昨年から適応指導教室、教育相談所、教育指導課とともに検討を進めまして、ガイドラインの作成をいたしましたので、報告をさせていただきます。 作成に当たりまして、教育委員会資料の裏面にあります、4、その他で挙げています国の通知や東京都の報告書を参考にさせていただいております。 それでは、1、目的でございます。教育総合相談センターの設置に伴いまして、不登校相談から不登校対策室の適応指導教室へのスムーズな入級を勧めることや、相談の流れや入級後の支援内容などにつきまして、学校へわかりやすく周知することを目的として作成をいたしました。 また、3月の教育委員会でご報告をさせていただきました、政策提案協働事業「北区子どもの多様な育ちを支える地域連携推進事業」といたしまして、特定非営利活動法人東京シューレと連携をしまして、不登校親の会、フリースペース、ワークショップ等体験講座を不登校対策室において実施もいたします。 2のガイドラインの内容でございます。別添のガイドラインの表紙を1枚お開きいただきまして、1ページをごらんください。 ガイドラインには不登校対策室の組織や適応指導教室の目的、対象児童、児童・生徒、運営、入級相談などの内容をまとめております。また、主な部分のみご紹介をさせていただきますので、詳細につきましては、後ほどご高覧をお願いいたしたいと存じます。

1の目的でございます。不登校対策室におきまして、児童・生徒に対しまして、個々の状態に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、適応指導教室においては、在籍校への復帰支援を視野に入れまして、社会的自立に資することを目的といたします。

2、不登校対策室の組織をごらんください。教育総合相談センターの中に不登校対策室を置きまして、総合相談窓口や関係機関と連携してまいります。

次に3ページをごらんください。不登校対策室のスタッフでございます。こちら

(1) 適応指導教室の教育指導員に相談員を兼任する者を置きまして、不登校対策室と適応指導教室をつなぐ役割を果たします。

(2) 不登校相談カウンセラーを配置いたしまして、保護者や学校の相談、児童・生徒のカウンセリングを担当いたします。そのほかスクールソーシャルワーカー、教科を担当する非常勤講師などが担当いたします。

次に5ページをごらんください。第2章、適応指導教室でございます。1、適応指導教室の目的ですが、(1)から(3)までございますが、(1)の居場所機能の充実を新たに追加させていただきました。居場所として、気持ちよく過ごせるようにスクールカウンセラーによるカウンセリングやコミュニケーションスキルのトレーニング、東京シューレによりますフリースペースの提供などを行います。

次に6ページをごらんください。2の適応指導教室の受入可能人数ですが、教育指導員の配置人数から30名を定員といたしまして、定員を超えた場合はその都度状況に応じて検討させていただきたいと思っております。

次に7ページをごらんください。第3章適応指導教室への通級についてです。

1、適応指導教室の対象児童・生徒の基準ですが、不登校に関する調査や今までの事例等を参考に基準を設けさせていただきました。

次に9ページをごらんください。2、通級可能な日数についてですが、こちらは児童・生徒の実態からタイプに応じて利用日数を相談して決めてまいります。3の通級期間ですが、通級する期間を仮決定いたしまして、その期間に退級が見込まれない場合には、その都度見直しをさせていただいて、学校適応が見込める場合には期間内でも退級とさせていただきます。

次に11ページをごらんください。第5章、適応指導教室への入級、退級相談についてですが、1、入級相談についての担当者ですが、相談兼任の教育指導員、不登校相談担当のスクールカウンセラーといたします。2の入級相談の流れでございます。保護者から相談を受けまして、児童・生徒のアセスメントの実施、入級の意志の確認、見学・体験、在籍校長との連絡などを行います。学校からの相談の場合ですが、校内委員会にて支援策を検討・対応し、適応指導教室の入級の必要性があることを確認いたします。

次に13ページをごらんください。こちらが北区子どもの多様な育ちを支える地域連携推進事業でございます。こちらは3月の教育委員会でご報告をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

それでは、最初の教育委員会資料の裏面をごらんください。3、今後の予定でございます。平成30年4月の校園長会にてガイドラインを配付させていただきます。5月に同じく校園長会で不登校の親の会のチラシを配付させていただきます。こちらのほうは必要な方に学校から配付をしていただきます。6月、不登校の親の会フリースペースの

提供開始でございます。そのほか、ワークショップ等体験講座につきましては、日程につきまして調整中でございます。4、その他でございます。こちらに国の通知や東京都の報告書について、参考に載せさせていただきました。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 学校長であるときにも大変不登校対策室にお世話になりましたし、充実されることに大いに期待を持っているところですが、細かなことでまた恐縮ですが、ガイドラインのほうの8ページのところの(チ)のところ、その他に、小学生で保護者が送迎できない場合は対象としないというふうにあります。ほかは「等」というふうにありますので、ここも「等」が入るというふうに理解してよろしいでしょうか。

教育総合相談センター所長 教育長

清正教育長 教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長 (チ)の小学生で保護者が送迎できない場合には対象としないというところですが、一応小学生につきましては、送迎ができない方は対象とはさせていただいていませんで、中学生はご自分で通ってきていただくという形になります。

清正教育長 本間委員

本間委員 9ページの5番のところの通学について、小学生は保護者等の付き添いをする、有料のサポート制度など利用すると通学が可能ではないかというふうに思います。場所が1カ所だけですので、ここに通わせたくても割と送迎がネックになる場合が多いですから、ここに等が入るか入らないかは大変大きいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

清正教育長 ご質問の趣旨は、等が入るかどうか。

教育総合相談センター所長 等はいれさせていただきます。すみません。

本間委員	よろしくお願いいたします。
清正教育長	ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本件に関するご報告は終了させていただきます。 次に日程第7、報告第30号、「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	恐れ入ります。報告第30号でございます。1枚おめくりをお願いいたします。 まず、後援・共催事業の報告というところでの名義使用承認でございます。1から2まででございます。二つでございます。 まず1番、事業名でございます。「JDCA合唱の採点2018 第19回北とびあ合唱フェスティバル」でございます。主催者、JDCA合唱指揮者協会理事長でございます。日時、場所、お示しのとおりでございます。 2番でございます。事業名でございます。「北区青少年団体連合会2事業」でございます。主催者、北区青少年団体連合会会長でございます。日時、会場、お示しのとおりでございます。 この二つが名義使用承認報告でございます。 それから、おめくりをいただきまして、2ページから5ページまで、事業実績報告として7件記載してございます。こちらのほうにつきましては、後ほど、ご高覧いただければというふうに存じます。 以上でございます。
清正教育長	説明ありがとうございます。 本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
名島委員	教育長
清正教育長	名島委員
名島委員	ありがとうございます。名義使用承認の1番なのですが、私が所属している組織なのですが、JCDAの間違いです。ジャパンコーラスディレクターズアソシエーションでございます。JCDAにどの段階で違っていたのかわからないのですが、

せっかくですので、この事業はかなり子どもたちへの働きかけを強めておりまして、プロの合唱指導者の指導を受けるべく校長会を通じてご案内したりとか、子ども歌のゆくえと申しまして、子どもの歌声が今後どうなっていくのかということをお話したりとか、子ども歌の専門家と語り合ったり、今回はプロのオーケストラを呼んでオーケストラをバックに歌うという経験を若いうちにしてほしいということで計画を立てております。大きな拍手を子どもたちにあげてほしいなというふうなことを思っております、こういう事業をやっております。

たまたま間違っていたので、お話しさせていただきましたが、よろしくお願いたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

大変失礼いたしました。今後、このようなことの内容に注意して記載をしましてまいりたいというふうに考えてございます。申しわけございませんでした。

清正教育長

ご指摘ありがとうございました。

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これもちまして、平成30年第4回教育委員会定例会を閉会させていただきます。